

新しい健診制度が始まります

平成20年4月から、医療保険者（加入している健康保険）が、加入者に対して健康診査を実施することになりました。

これにより、町では、今まで保健センターで実施していた「基本健康診査」にかわり、国民健康保険に加入されている40歳から74歳までのかたを対象とした、メタボリックシンドローム（表1）に着目した「特定健康診査・特定保健指導」を実施いたします。対象となるかたには、4月以降に受診券及び受診方法等についての案内をお送りする予定です。



表1 メタボリックシンドロームの判定基準

腹囲+ から までのうち2項目以上該当するとメタボリックシンドローム!		
腹 囲	男性.....85cm以上	
	女性.....90cm以上	
+		
血 圧	最高（収縮期）血圧	130mmHg以上
	最低（拡張期）血圧	85mmHg以上
血中脂質	中性脂肪	150mg/dl以上
	HDLコレステロール	40mg/dl未満
血 糖	空腹時血糖	110mg/dl以上

Q 特定保健指導とは？

A 健康診査の結果、メタボリックシンドローム及び予備軍のかたで、生活習慣の改善が必要であると判断されたかたを対象に、保健指導が行われます。

Q 特定健康診査とは？

A メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備軍に該当するかたは、将来、糖尿病などの生活習慣病にかかる可能性が高くなります。そこで、この生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを減少させることを目的にしたものが、この健康診査です。生活習慣病を予防することで、増加する医療費の抑制が図られます。

Q どのような指導ですか？

A 生活習慣の改善の必要性に応じて「動機づけ支援」、「積極的支援」に分かれ、保健師や栄養士が3か月から6か月の継続的な支援を行います。生活習慣を改善するための実行可能な目標を設定し、食事や運動などの取り組みを支援していきます。

Q どのような内容の健康診査ですか？

A すべてのかたが受ける「基本的な健診項目」と、医師の判断により実施する「詳細な健診項目」があります。

基本的な健診項目
 内臓脂肪を測定するための腹囲測定と、動脈硬化の指標となるLDL（悪玉）コレステロールの検査が含まれています。

医師の診察（問診） 血圧測定 身体計測・腹囲測定 血液検査⑦動脈硬化の危険性を判定する脂質検査（中性脂肪・HDL（善玉）コレステロール・LDL（悪玉）コレステロール）⑧血糖のコントロール状態を判定する血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）⑨肝臓の代謝機能を判定する肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、GT（GTP））尿検査（尿糖・尿蛋白）

詳細な健診項目
 心電図検査 眼底検査 貧血検査

Q 夫が会社員の主婦ですが、今までどおり町で実施する健康診査を受けることができますか？

A 特定健康診査の実施は、医療保険者に義務付けられていますので、ご主人が加入している医療保険者で受診していただくことになります。ただし、会社の医療保険者が町内の特定健康診査の実施医療機関と契約している場合には、その医療機関で受診できますので、会社に確認してください。

Q 75歳以上のかたの健康診査はどうなりますか？

A 75歳以上のかたの健康診査は、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合が行いますが、実施に当たっては町に委託して行うこととなります。町では、今までどおり町内の医療機関で実施できる体制を調整しています。